

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛施設
庁－（5）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛施設庁, 沖縄現地調査団 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43396

施教于職責增員問題

執
無期限

松本
藤原

条約課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

防衛施設庁の沖縄事務局への
土壌汚染の増員内題について

46.6.21
米北

6月21日 防衛施設庁総務課 岩見
事務官より米北一伝書を来致。要

記の内容題に使用。防衛施設庁の事を
別添のとおり作成。右旨申し紙し。本

省の感照を照合願ひ。

フコチ各府より 取り敢て

何 本件は沖縄・北米防務庁と始り
防務省との関連もあること。防務省

GA-5

160 外務省

在米大使館に打電方申入る事と致した。

2

との諸点を早急に行われたい。
(土壌汚染の目下別添の通り対策等、行

等。大臣への返答の旨回答)

(1) 米側との関連もあること。内容を具
し。折上りの上。米側にも米記(1)の

趣旨を付の上。内容打電に
べきこと

を述べたい。取り敢て打電を

GA-6

外務省

沖縄復帰に伴う「施設及区域」の提供等の準備事務を処理
するための定員及び組織について

昭和四十六年六月
防衛施設庁

防衛施設庁は、昭和四十六年度予算要求において、当庁所掌事務に
関し、現地において所要の準備を実施するため、沖縄防衛施設準備
事務所（定員三〇〇名）の設置を強く希望したところであるが、当
時沖縄の施政権復帰の時期、提供すべき施設及び区域の数量等が明
確でなく、準備事務所の設置の必要性、規模等の判断が困難であつ
た事情及び返還協定締結までは、現地に新たな機関の設置を認めない
とする米国の意向があり、結局同事務所の四十六年度当初からの設
置は見送られることとなり、とりあえず沖縄・北方対策庁沖縄事務
局に当庁職員二〇名のみが配置されることとなつた。

これらの職員は、現在基礎的資料の収集、整理、調査等に従事し

ているが人員が十分でなく事務処理に忙殺されている現状にある。

今般、返還協定が締結され、復帰の日に提供すべき施設及び区域
が決定し、かつ、復帰の日もほぼ明年四月一日と見られるに至つた。

かかる状況において防衛施設庁は、本土における施設及び区域の規
模とほぼ同程度の米軍基地を復帰の日において地位協定に定める手
続により、「施設及び区域」として米軍に提供する等のため、次の
厩大かつ困難な事務の処理を直ちに開始することを余儀なくされる
こととなつた。

(一) 陸上八八（約三億平方メートル）
及び区域についての境界の確認、施設内にある財産の数量等の調
査、基地の使用条件に関する地元関係人の意見の聴取等提供に必
要な一切の調査を行なうこと。

(二) 三万人余（本土の約三倍）にも及ぶ土地所有者についての登記
簿、公図、住民登録等の資料を整え、個人別借料を算定し、これ

らの者から賃貸借契約の同意を取り付けること。

(三) 賃借料算定のための賃借事例、周辺開発状況、固定資産税評価額等の諸要素を調査し、借料算定基準を設定すること。

(四) 約二万六千人に及ぶ日本人従業員^{の給与その他の労働条件についての調査及び資料の収集整理並びに現地米軍及び従業員団体との連絡及び調整を行なうこと。}

(五) 復帰後、国から委任を受けて沖縄県が実施する労務管理事務に従事することとなる琉球政府職員^{の指導訓練を行なうこと。}

(六) 自衛隊の施設の取得準備

(七) その他必要な調査及び資料の収集

これらの事務は、提供のための準備事務である性質上、是非とも復帰までの九カ月間に完了しなければならぬものであるが、現在沖縄事務局に配置された二〇人及び年度当初当庁に増員された二五人の定員のみでは、この僅かの期間内にとうてい処理できるもので

防衛?

はないので、防衛施設庁としては年度途中ではあるが、事務の重要性、緊急性にかんがみ本年八月以降に必要とする定員増を関係当局に要求する所存である。

組織についてはこれらの「施設及び区域」の提供等のための準備事務が国防行政の一環として行なわれるものであることから国防行政自体として、また、復帰の前後を通じて責任の二分化を生ぜしめることのないよう防衛施設庁の単独の出先機関（沖縄防衛施設準備事務所、復帰後は沖縄防衛施設局）を設置し、この機関において事務を行なうのが最も適切かつ能率的であるので、所定の手続を経て返還協定批准国会後速やかに現地に設置したいと考えている。

また、準備事務所の設置に至るまでの間においては、現沖縄事務局内の防衛施設庁関係の組織及び定員を拡大することにより返還協定批准前の準備事務の処理に対処したいと考えている。

以上の必要性及び構想に基づき別紙のとおり組織及び定員を策定したものである。

沖縄の施政権復帰に伴う施設及び区域の提供等の準備事務処理の
ための組織及び定員

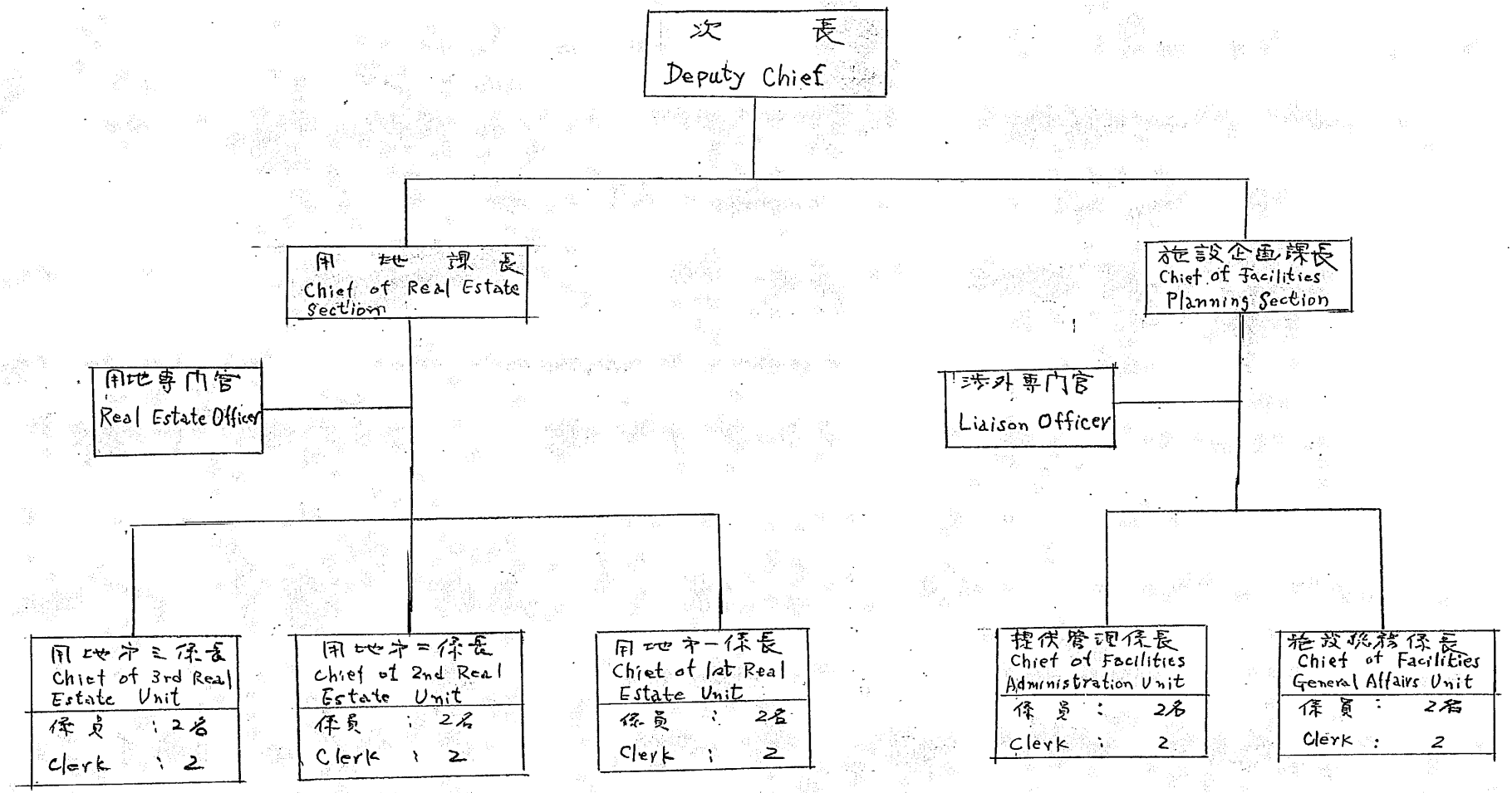
防衛施設庁

沖縄・北方対策庁		沖縄事務局（当庁関係）	沖縄防衛施設準備事務所
現	行	昭・46.8.~1/1.（増員後）	昭・46.12.~昭・47.3.
	<ul style="list-style-type: none"> — 施設企画課 (9) 次長 (20) — — 用地課 (10) 	<ul style="list-style-type: none"> — 施設企画課 (26) — 連絡調整課 (18) 次長 (144) — — 施設管理課 (36) — 用地課 (63) <p>上記以外に建設工事関係27人を準備事務所設置までの間、本庁へ増員。</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 総務課 (41) — 連絡調整課 (28) 次長 (123) — — 施設管理課 (36) — 水域課 (17) 所長 (338) — — 用地第一課 (62) — 用地第二課 (61) 次長 (214) — — 用地第三課 (61) — 建設課 (29)

沖縄北方対策庁沖縄事務局新設組織図

(New Additional Organization of OBONTA)

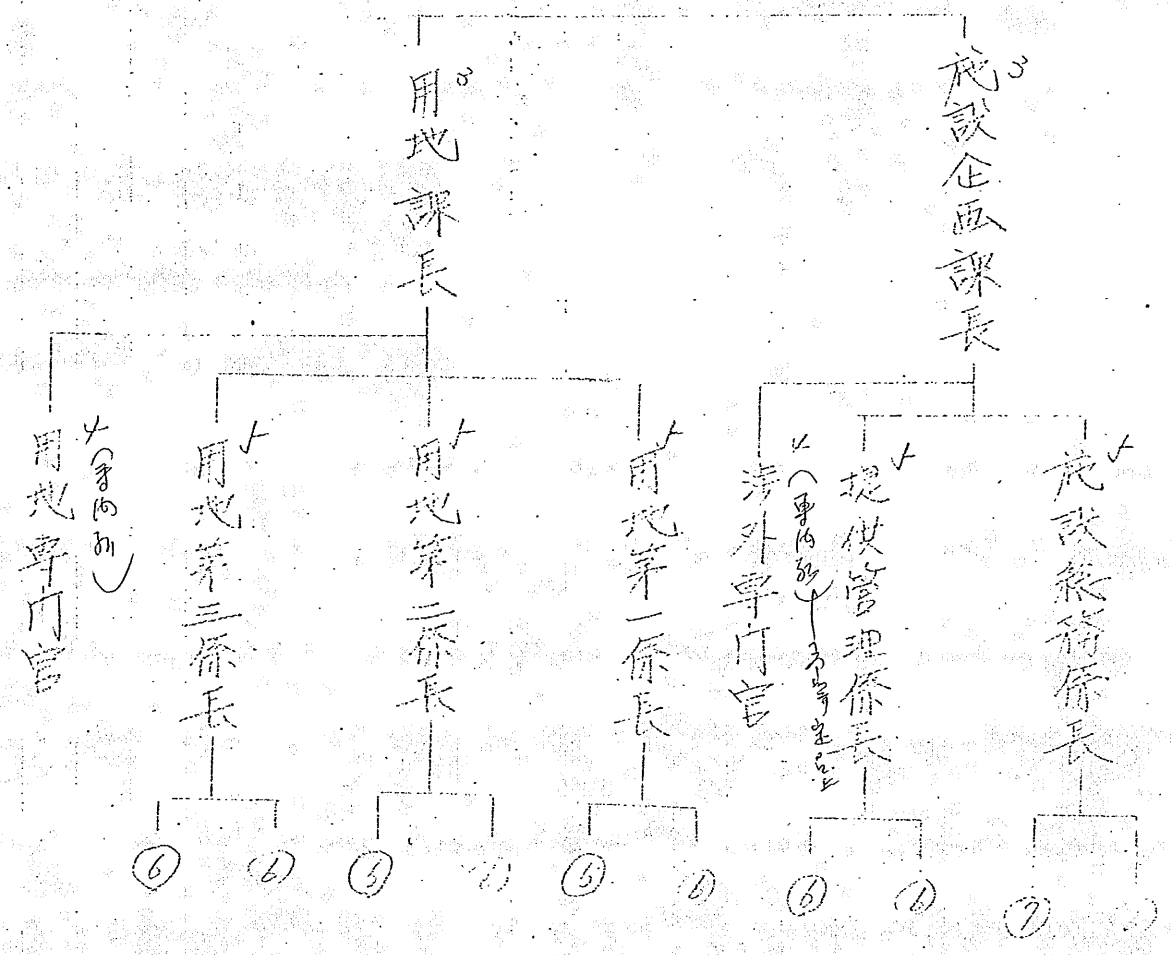
<仮設>



予算額
 総額 64.318千円
 (内訳)
 人件費 28.837千円
 庁費その他 35.481千円

(等級別内訳)
 2gr-1人
 3gr-2人
 4gr-2人
 5gr-5人
 6gr-7人
 7gr-1人
 計 20人

次長



沖繩北方対策庁沖繩事務所下置かふる沖繩下置かる
 施設企画課の提供等の準備事務を処理するたぬの組織図

あけくさ
あけくさ
あけくさ

有 情
地 作
↓ 石
々 山

○
○
○
○
○
○

keep.

山生は一部
株は
山

200人(100人)

一九七一・七・二一

200人(100人)

本20日
21日梅原子より命令

沖繩復帰に伴う「施設及び区域」の提供等の準備事務
を処理するための定員及び組織について

- 沖繩の復帰に伴う「施設及び区域」の提供、米軍勤務従業員の間接雇用等の準備事務の円滑迅速な処理のため、次のとおり組織の整備又は人員の充実を図り、事務処理の責任体制の確立を図りたい。
- 一 本年秋に予定される沖繩返還協定批准国会に所要の法案を提案し、沖繩防衛施設準備事務所（定員三三八人）を設置する。
- 二 前項の措置を講ずるまでの間は、当面の事務処理に必要な二四八人の増員を行なう。（この増員により、現地事務を処理する人員は、沖繩事務局二〇人とあわせて一四四人となる。）

参考 復帰時においては、防衛施設庁の出先機関として沖繩防衛施設局を設置する。

松

207

秘密表示(朱印)
秘
無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付属	付属空便(行)		

発送日 昭和46年7月6日
処理日
発信タイプ 検査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公信番号 米比1 第 158 号 公信日付 昭和46年7月 5日

大 臣	主 管	起案 昭和46年7月2日
政務次官	アメリカ局長	起案者 電話番号 2466
事務次官	参事官	
外務審議官	北米才一課長	
外務審議官		
官房長		

協議先

米比1 第 158 号

受信者 在冲縄 高瀬大使

発信者 参知大臣

写送付先 (希望発送日)

件名 防衛施設庁の冲縄事務所への出向者の増員問題

GA-2 5 118 外務省 回覧番号 1745

米比1 第 158 号
昭和46年7月5日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名) 防衛施設庁の冲縄事務所への出向者の増員問題

引用公・電信 日付・番号

今般 防衛施設庁より、標記の問題に
関し、防衛施設庁の案を作成し、趣意
を以て、同案を貴庁に送付致し、貴省
の返函を照会致し、本件防
衛施設庁案及び貴庁の対応を
※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(※印は文書課記入)

GA-2-1 外務省

貴代表部 参考資料 別添のとおり
送付す。

なお、在米米館は本件に「原則的
に付帯存在すも、上陸に際し「協定書」
が終了した時点で外部に出発すべし」
として取り進め、独立機関に設置すべ
きことについては最終的に「米側の了解
が得られれば可なり」と、今後の計画の詳
細、施設等の立地や人数の必要性等
に關する詳細な資料を入手する旨に
なっている。当方としては追加の資料を
米側へ提示の上取り進めたいと考
えているが、右貴使が同意すべし。

極 秘
無 期 限
部 内 号

5
1
70

官房書記官

(21)

条約課長
(21)

安全保障課長
(21)

201-10444

アメリカ局長
参事官

北米第一課長 (21)

子
米
沖

防衛施設庁現地職員増員問題

46. 9. 18

米北1

本件経緯等 概略次のとおり。

1. (1) 施設庁口風に、現在20名の 防衛庁沖縄
事務局派遣人員数を 1971年8月10

日に 144名に増員、12月10日に 施設庁
準備事務局を設立し、人員は 338名と

したとの意向を非公式に表明し、この方
より右を米側に伝えられたこと、当初米側

は、~~144名~~ 144名への増員に同意し、施設庁
独立オフィスが設立の困難を ~~338名~~ 338名への

12月10日以後 外務省
との意向を表明 (注: 当初は施設、防衛両方に伝えた)
(112)

増員に~~つ~~21日 好段の感角~~あり~~

(表示は右の如く
他国会議の希望)

態度~~を~~示した。22日と3日、9月30日

在京米大使館に~~こ~~米本館に

(書記官) (その意向は
二の秋上後書に述べ)

たこと 21日 策府の下部機械構として

144名
口人数が多過ぎて月立ち、色々と

差し~~て~~大巾延期か又は人数を

削減に欲しいとの~~希望~~を発言

当方より、米本国意向とありに措置すれば、
施設、地域提供にも支障を来す旨
また人定増設を段階的に行うは同立本館
等にも、深く及論した経済がある。

(2) かし、施設方と山中総務長官との間の

(當時は144名の増設のこと)

話合~~い~~が~~つ~~て~~い~~る~~段~~階~~が~~あ~~っ~~た~~の~~こ

ろが~~方~~に~~右~~話合~~い~~の~~結~~果~~が~~示~~し~~て~~ら~~れ~~た~~

(施設方等と米側意向の交渉)

一足り行~~っ~~た~~と~~して。

2 22日 16日 施設方より (1) 9月10日(土)

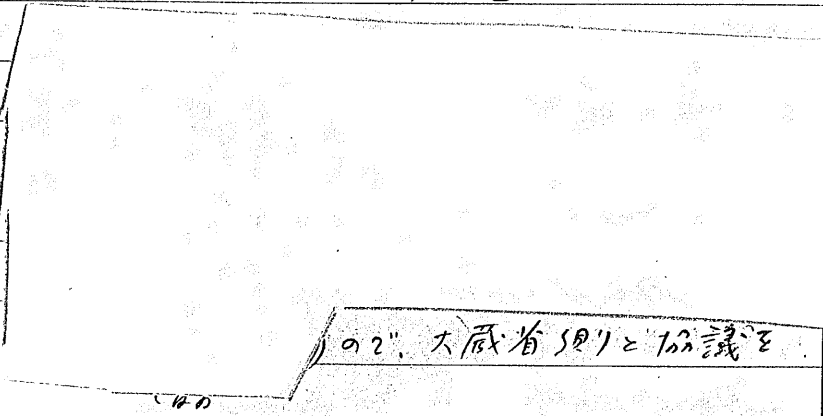
(臨時に)

同左幹部と山中長官の協議の結果、施設方
が取りあて、65名を増員する(理屈の

20名と併せ、~~その~~計~~は~~総務事務局員数85名
と同数)との長官の了解を乞
つた。

(注 1) 当方への全く通報なし、(1)

本54に~~つ~~21日 予算措置を父母とする



の2、大蔵省側との協議を

を進められたこと、同省は、本54増員に当

て、米側意向の了解を取りつた

(施設方は米側意向の了解を希望)

こと、~~その~~決定~~を~~示~~し~~て~~ら~~れ~~た~~

の旨を返した

至急 対米折衝ありし旨要請

越した。よつて当方より、上記(2)の
経過を更めて説明可きとせしに、山中長官
(米5217承り等の通報せり申渡りは、之
と施設方との話合の経過を外務省口
金(承知)不了旨指摘した。

推定

3.(1) 迄つて 17日、金鐘と江次長は橋本参事官
及び千葉北米市1課長を、東京、~~東京~~ 駐米合現の
如く要請した。又、長崎総領事及び北米市1課長を

(1) 山中長官との話合の内容に、通報し
たかつた事を記したとせしに、(1)

(2) 大蔵省口米便り了承を文書の形で
取り付けしことを要求し、(別添
2113。

北米1課より大蔵省主計局 渡辺主査
(防犯係)に照会せしめ、同省口

及びしと 絶対に文書にせよと述べた

2010年、単に、現地を歩いた

2010年、単に、現地を歩いた
の要るとの趣旨を(2)に記した

2010年(2)に、~~2010年~~ ~~2010年~~ ~~2010年~~

(1) 2010年 9月20日 32、42以上9分=2010年
予備調査報告の報告

9月27日 32:11: 米側文書に付した
取り付けた11号 番号を越した。

(二) 古物 (2) 古物 5000円 2010年

増産計画は 9月10日 経理部 2010年
の経費を12 (1) 10月10日

の経費を12 (1) 10月10日
の経費を12 (1) 10月10日

(1) 追加 85000円 経費を12 (1) 10月10日
追加 85000円 経費を12 (1) 10月10日

追加 85000円 経費を12 (1) 10月10日
追加 85000円 経費を12 (1) 10月10日

追加 85000円 経費を12 (1) 10月10日
追加 85000円 経費を12 (1) 10月10日

追加 85000円 経費を12 (1) 10月10日
追加 85000円 経費を12 (1) 10月10日

追加 85000円 経費を12 (1) 10月10日

(2) 追加 85000円 (1) 文書に付した

追加 85000円 (1) 文書に付した
追加 85000円 (1) 文書に付した

追加 85000円 (1) 文書に付した
追加 85000円 (1) 文書に付した

追加 85000円 (1) 文書に付した
追加 85000円 (1) 文書に付した

追加 85000円 (1) 文書に付した
追加 85000円 (1) 文書に付した

追加 85000円 (1) 文書に付した
追加 85000円 (1) 文書に付した

65名の増員は一時には行わず

(施設は当初一時に行わないとの意向
であった)、時間をずらして実施する

こと然るべき(施設は二ヶ所)
正へてある。(計画立案の上で)

4. 上記の次第に鑑み、在京米大使館
側に対し、施設を別の要望を

伝へ、~~至急検討を要する~~
~~要請の~~予定 ~~を~~、~~行~~なす

沖縄防衛施設局等組織定員要求

赤い当初案

3/1添

注：沖縄の及置が47年7月1日の場合

CGG

昭和46年度		昭和47年度	
		昭和47年度概算要求	
昭和46年度 予備費		昭和46年度 予備費又は補正予算	
200?		270?	
71.12.1		72.1.1	
1244人		225人	
85人		281人	
20人			
71	72	72	72
現行沖縄事務局	→ 沖縄事務局	→ 沖縄防衛施設準備事務所	→ 沖縄防衛施設準備事務所 → 沖縄防衛施設局

7月1日
後
移
り
の
場
合

C
C
C
C

ONTA定員増減表 (65名増) 概算

(防衛施設庁定員増減表) (総理府令)

別添乙

防衛法

(防衛庁)

防衛庁設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号)

(防衛庁設置法の一部改正)

第 五 条 防衛庁設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号) の一部を次のように改正する。

第五條第二十三号中「第四十七條において」を削る。

第五十四條第一項の表福岡防衛施設局の項の次に次のように加える。

沖繩防衛施設局 那覇市 沖繩県

附則中第十五項を第二十三項とし、第四項から第十四項までを八項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の八項を加える。

4 沖繩防衛施設局の設置までの間、防衛施設庁の機関として、沖繩島那覇に、沖繩防衛施設準備事務所 (以下「準備事務所」という。) を置く。

5 準備事務所は、沖繩 (硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)) をいう。以下同じ。)

一 復帰後の沖繩に駐留することとなる駐留軍に対して施設及び区域を提供し、並びに当該駐留軍及び復帰後の沖繩に置かれることとなる諸機関のための労務を調達するために必要な調査、資料の収集整理並びに沖繩におけるアメリカ合衆国の政府機関 (アメリカ合衆国の軍隊を含む。)、利害関係人又は関係行政機関 (琉球政府を含む。)) との連絡及び交渉に関すること。

二 第四十八條の規定に基づき、復帰後の沖繩県知事に委任する事務に従事することとなる職員の後成に關すること。

三 復帰後の沖繩に置かれることとなる自衛隊の施設の取得のために必要な調査、資料の収集整理並びに利害関係人又は関

係行政機関との連絡及び交渉並びに当該施設に係る建設工事に
関すること。

四 前三各に掲げるもののほか、復帰後の沖縄に係る第四十一
条第一項に規定する任務の遂行に必要な調査及び資料の収集
整理に關すること。

6 準備事務所の長は、沖縄防衛施設準備事務所長とし、防衛施
設庁長官の命を受け、所務を掌理する。

7 準備事務所の内部組織は、総理府令で定める。

8 準備事務所に置かれる職員（以下「準備事務所職員」という。）
には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当（指定職俸給表
の適用を受ける者にあつては、俸給及び期末手当）のほか、在
勤手当を支給する。

9 準備事務所職員に対して支給する在勤手当の支給額は、準備
事務所職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じ

て能率を十分發揮することができると認められる場合に準備事務所の所在地
における物価、為替相場及び生活水準を勘案して政令で定める。

10 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務
員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二
第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）及び
第二十一条第二項の規定は、第八項の俸給、扶養手当、期末手
当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この
場合において、同法第二条第三項中「大使及び公使以外の在外
職員」とあるのは「準備事務所職員」と、「一般職の職員の給
与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の
規定を除く。）」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七
年法律第二百六十六号）（第三条第一項及び第十一条第二項の
規定を除く。）」と、同法第三条中「在外職員」とあるのは「準
備事務所職員」と、同法第四条第一項中「在外職員」とあるのは「準
備事務所職員」と、「特別職の職員の給与に關する法律第八条

並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の六」とあるのは「防衛庁職員給与法第十一条第一項及び第十二条第一項（扶養手当の支給日に係る事項に限る。）」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在外職員」とあるのは「準備事務所職員」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と、同法第二十一条第二項中「在外職員」とあるのは「準備事務所職員」と読み替えるものとする。

琉球政府の職員であつた者で、引き続き準備事務所職員となつたものに対する自衛隊法第四十一条の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができるとする。

附 則

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合

衆国との間の協定の効力の発生の日から施行する。ただし、第
条中第五条第二十三号及び附則の改正規定は、公布の日から起算し
て三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

沖縄防衛施設局等組織定員要求

赤・当初案
注：沖縄の返還が47年4月1日の場合

別添3

参考
4月1日復帰の場合

昭和46年度		昭和47年度
		昭和47年度概算要求
昭和46年度 予備費 812 修正予算		(Hatched Area)
昭和46年度 予備費 91 338人		
(沖縄国会)		
445人		
144人	85人	844人
20人		
<p>現行沖縄事務局 → 10 → 沖縄事務局 → 11 → 沖縄防衛施設準備事務所 → 12 → 沖縄防衛施設局 →</p>		

配布表

9/18

8/1

8/2 半白布

8/3 米色1号

8/4 半白布

8/5 半白布 (透都系列)

8/6 官房吉田友

8/7 米大

8/8 冲绳 } 2

9/18 2002
 官房書記官
 条約課長
 安全保障課長
 アメリカ局長
 参事官
 北米第一課長
 2002
 極 秘
 無 期 限
 8 部 の 内
 号

防衛施設庁現地職員増員問題

昭和46. 9. 18

アメリカ局北米第一課

本件経緯等概略次のとおり。

1. (1) 施設庁は夙に、現在20名の対策庁沖縄事務局派遣人員数を1971年8月1日には144名に増員、12月1日には施設庁準備事務所を設立し、人員は338名としたいとの意向を非公式に表明しており、わが方より上記を米側に伝えおいたところ、当初米側は、144名への増員については、かかる時点において施設庁独立オフィスの設立は困るとの意向を表明（注：当方より施設、対策両庁に伝えおいた。）しつつ、12月1日以後338名への増員については特段の感觸を示していなかつた。しかるところ、9月3日他用会議の席上在京米大使館シュミツ書記官は、米本国よりの意向として、たとえ対策庁の下部機構としてもこの秋上院審議を控え144名は人数が多すぎて目立ち、いろいろと差支えあるべきにつき、大中延期かまたは人数を半

減してほしいとの旨発言、当方より、米本国意向どおりに措置すれば、施設・区域の提供にも支障を来すべき旨、また人員増強を段階的に行なえば目立たざる旨等述べ、強く反論しおいた経緯がある。

- (2) しかし、当時は144名への増強につき施設庁と山中総務長官との間の話合いがついていない段階であつたので、わが方は上記話合いの結論がえられるのを一まず待つて、施設庁等と米側意向につき協議することとした。
2. しかるに、16日夜施設庁（奥田総務課長）より当方に対し、(イ)9月10日（土）同庁幹部と山中長官が協議せる結果、施設庁がとりあえず65名を増員する（現在の20名と併せ、総理府プロパーの沖縄事務局員数85名と同数となる趣）との点で長官の了承をえた（注：当時当方へは全く通報なし。）、(ロ)本件については予算措置を必要とするので、大蔵省側と協議を進めてきたところ、同省は、本件増員に当つてはまず米側の了承（施設庁は米側了承済みと承

知する旨付言)をとりつけることが先決なる旨述べいる旨通報し、至急対米折衝ありたい旨要請越した。よつて当方より、上記(2)の経緯をあらためて説明するとともに、米側了承ずみの旨通報せる事実はなく、また山中長官と施設庁との話合いの結果を外務省は全く承知しおらざる旨指摘した。

3.(1) 追つて17日施設庁鐘カ江次長は、橘参事官及び千葉北米第一課長を、次いで長坂総務部長は北米第一課長をそれぞれ来訪、要旨総合次のごとく要請した。

(イ) 山中長官との話合いの内容につき通報しなかつた点をお詫びする。

(ロ) 大蔵省は米側了承を文書の形でとりつけることを要求している。

(別途北米第一課より大蔵省主計局渡辺主査(防衛係)に照会せるところ、同省は必ずしも絶対に文書にせよと述べたことはなく、単に、現地米軍の了解のみでは不十分であり、米政府としての了承が要るとの

趣旨を述べたものなる旨説明していた。)

(ハ) よつて65名増員分については、予算措置準備の都合上9月20日まで、それ以上の分については9月27日までに米側文書による了承をとりつけられたい旨要請越した。

(ニ) なお、増員計画はその後変更して、7月1日復帰を想定(勿論実際の復帰日に応じて弾力性をもたせる。)して別添1のごとき段取りを考えており、このうち(イ)当初85名への増員分は予備費^(2は補正予算)により、かつ、総理府関係定員政令改正を、(ロ)1月1日既降分については補正予算により、かつ、防衛施設庁関係定員政令改正を、(ハ)上記(イ)のうち沖縄防衛施設準備事務所及び沖縄防衛施設^局はそれぞれ防衛施設庁設置法改正(別添2の案)として、「復帰に伴う法令改廃法案」に盛ることを考えている旨説明した。(4月1日復帰想定案は別添3として参考まで)

(2) これに対し当方より、(イ)前記2の米側態度にふれつつ、文書による了承とりつけ要求は対米折衝上問題多かるべく、他方対大蔵省上も口頭了解をもつて十分と考える旨、また(ロ)20日、27日と期限を限つて要請されてもことの性質上確約することはできかねる、(ハ)本件増員があまり目立つ形で行なわれることは、上記1.(1)の米側感觸にも照らし問題があるので、65名の増員は一時には行なわず(施設庁は当初一時に行ないたいとの意向であつた。)、時間をずらしてこれを行なうことしかるべき旨(施設庁これを了とし計画立案の上呈示越す由。)述べておいた。

4 上記の次第にかんがみ、在京米大使館側に対し、施設庁側の要望を伝える予定なるも、とりあえず。

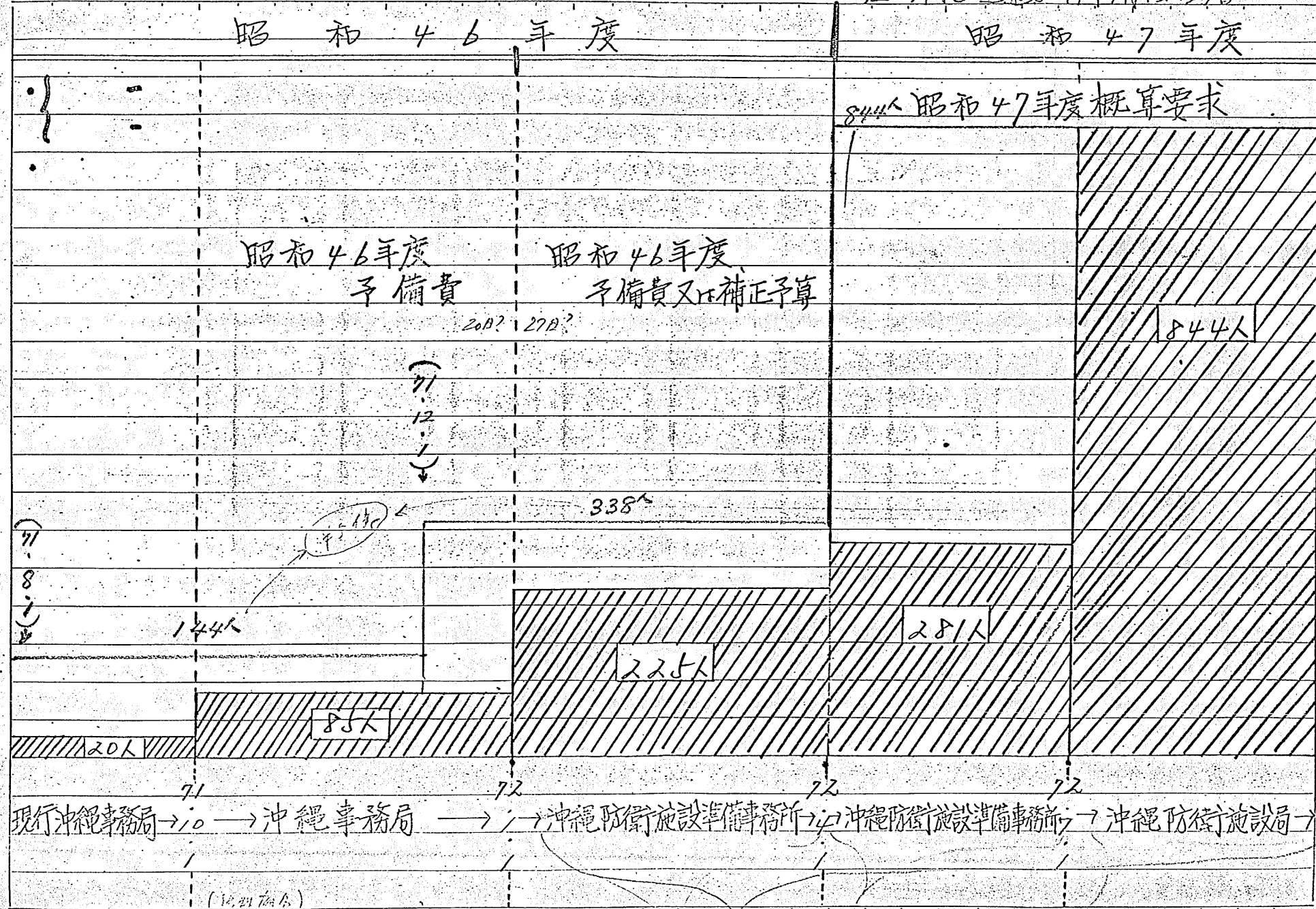
沖縄防衛施設局等組織定員要求

赤当初案

別添 /

注：沖縄の及置が47年7月1日の場合

CGG



7月1日移行の場合

防衛庁

(防衛庁)

防衛庁設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号)

(防衛庁設置法の一部改正)

第 一 条 防衛庁設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号) の一部を次のように改正する。

第五十二条二十三号中「第四十七条において」を削る。
第五十四条第一項の表福岡防衛施設局の項の次に次のように加える。

沖繩防衛施設局 那覇市 沖繩県

附則中第十五項を第二十三項とし、第四項から第十四項までを八項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の八項を加える。

4 沖繩防衛施設局の設置までの間、防衛施設庁の機関として、沖繩島那覇に、沖繩防衛施設準備事務所 (以下「準備事務所」という。) を置く。

5 準備事務所は、沖繩 (硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)) をいう。以下同じ。
において次の事務を行なう。

一 復帰後の沖繩に駐留することとなる陸留軍に対して施設及び区域を提供し、並びに当該駐留軍及び復帰後の沖繩に置かれることとなる諸機関のための労務を調達するために必要な調査、資料の収集整理並びに沖繩におけるアメリカ合衆国の政府機関 (アメリカ合衆国の軍隊を含む。)、利害関係人又は関係行政機関 (琉球政府を含む。)) との連絡及び交渉に関すること。

二 第四十八条の規定に基づき、復帰後の沖繩県知事に委任する事務に従事することとなる職員の養成に関すること。

三 復帰後の沖繩に置かれることとなる自衛隊の施設の取得のために必要な調査、資料の収集整理並びに利害関係人又は関係

係行政機関との連絡及び交渉並びに当該施設に係る建設工事に
関すること。

四 前三各に掲げるもののほか、復帰後の沖縄に係る第四十一
条第一項に規定する任務の遂行に必要な調査及び資料の収集
整理に関すること。

6 準備事務所の長は、沖縄防衛施設準備事務所長とし、防衛施
設庁長官の命を受け、所務を掌理する。

7 準備事務所の内部組織は、総理府令で定める。

8 準備事務所に置かれる職員（以下「準備事務所職員」という。）
には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当（指定職俸給表
の適用を受ける者にあつては、俸給及び期末手当）のほか、在
勤手当を支給する。

9 準備事務所職員に対して支給する在勤手当の支給額は、準備
事務所職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じ

て能率を十分發揮することができると認められる場合に準備事務所の所在地
における物価、為替相場及び生活水準を勘案して政令で定める。

10 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務
員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二
第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）及び
第二十一条第二項の規定は、第八項の俸給、扶養手当、期末手
当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この
場合において、同法第二条第三項中「大使及び公使以外の在外
職員」とあるのは「準備事務所職員」と、「一般職の職員の給
与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の
規定を除く。）」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七
年法律第二百六十六号）（第三条第一項及び第十一条第二項の
規定を除く。）」と、同法第三条中「在外職員」とあるのは「準
備事務所職員」と、同法第四条第一項中「在外職員」とあるのは「準
備事務所職員」と、「特別職の職員の給与に関する法律第八条

並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の六」とあるのは「防衛庁職員給与法第十一条第一項及び第十二条第一項（扶養手当の支給日に係る事項に限る。）」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在外職員」とあるのは「準備事務所職員」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖繩島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と、同法第二十一条第二項中「在外職員」とあるのは「準備事務所職員」と読み替えるものとする。

// 琉球政府の職員であつた者で、引き続き準備事務所職員となつたものに対する自衛隊法第四十一条の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができるとある。

附 則

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合

衆国との間の協定の効力の発生の日から施行する。ただし、第
条中第五条第二十三号及び附則の改正規定は、公布の日から起算し
て三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

沖縄防衛施設局等組織定員要求

赤：当初案

別添3

参考

注：沖縄の返還が47年4月1日の場合

昭和46年度		昭和47年度
		昭和47年度概算要求
昭和46年度 予備費 81		844人
補正予算		
昭和46年度 予備費 338人		445人
(沖縄国会)		
144人	85人	
20人		
71	72	72
現行沖縄事務局 → 10	→ 沖縄事務局 → 1	→ 沖縄防衛施設準備事務所 → 4
		→ 沖縄防衛施設局 →

4月1日返還の場合

秘密表示 (朱印)
極 秘
 無 期 限
 部 の 内 号

(注) 沖縄の件(注)
 主送沖縄(9/20日付)
 にお送りします。

何属検査済

部 数 指 示	発 信 用	執 務 用	備 考
主 信	2		2
付 属		あり(名のみ)	

発 送 日 昭和46年9月20日
 処 理 日
 発 行 日
 タイプ
 校 査

文書課長

公 信 案 (分類)

公 信 案 第 3992 号	公 信 案 昭 和 46 年 9 月 20 日 付
大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 アメリカ局長了 参 事 官 了 北米才一課長
起 案 昭 和 46 年 9 月 20 日	起 案 者 124 電 話 番 号 2465
協 議 先	
受 信 者 在 米 沖 縄 後 援 課 備 室	発 信 者 半 場 大 使 外 務 大 臣
写 送 付 先	(希 望 発 送 日) 加 野 事 務 官 携 行
件 名 防 衛 施 設 庁 現 地 職 員 増 員 内 題 関 する 経 緯 の 送 付	
GA-2	外 務 省 回 覧 番 号 20 77

北 合 第 3992 号
 昭和46年9月20日

外 務 大 臣

(件名) 防衛施設庁現地職員増員内題に関する経緯の送付

引用公・電信
 日付・番号

アメリカ局北米才一課において、防衛施設庁現地職員増員内題に関する経緯を別添のとおりまとめ、貴使にお含みまで送付する。

本信送付先 米、沖縄手

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(※印は文書課記入)

GA-2-1

外 務 省

アメリカ局長 *AK*
 参事官
 北米第一課長 *AK*

秘密標記(赤色)
秘

第 551 号
 昭和 46 年 9 月 23 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
 高瀬 代

(件名)
 橋本参事官とフィアリー民政官の会談

引用公・電信
 日付・番号 貴電米北1ノ262号

橋本参事官は9月20日午後 フィアリー民政官と会談した
 ところ、その要旨別添のとおり報告する。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属給便(貨) 付属給便(郵)

本信送付先:
 本信写送付先:
 省内写配布希望先:

GA-3-1 在外公館 2554

注右 森
 中山
 三ノ上

- 総務課
- 渉外調査課
- 漁業課
- 航空課
- 科(海防)課
- 連絡調整課
- 調査課
- 庶務課

46.9.25
 付

(1) DATA ON TA (2) 米

秘

橋本参事官のフィアリー民政官との会談

9月20日 村角記

9月20日午後二時15分より橋本参事官は
 フィアリー民政官を往訪し、大要次のとおり会
 談を行なった。(わか方丹波参事官、村角、
 三木、米側ラウシ副民政官、クラス局長同席)

1. 挨拶の後橋本参事官より次のとおり述べた。
 (1) 沖繩返還協定の国会審議に際し、
 野党は政治的意向問題の他、テクニカルな問題
 についてつづいてくる可能性があり、特に(1)
 若地(1)請求権に衝突をおこすと思
 われる。

(2) これ等^等の質問に対しわか方に
 ready answer のないものについては米側

GA-6 外務省

にきかわけ"がないか、その際速やかに回答
 をいたた"がないと相手は *delaying tactics*
 にはまき結果となる。ついでに東京と那覇が
 迅速に何時でも連絡が出来るよう一
 種の *hot line channel* が必要と思われる。
 東京でも具体案を検討中なので、正式提案
 は追ってあるべきも那覇米側にお願いもす
 べし。
 2. これに対しフィリピンは米側としては出来る限
 り協力する用意はある。但し、現状の渉外局
 乃至復帰調整室(RCF)と日本側との連絡
 は充分 *efficiently* に行われていると思うので
 特に新しくその機関の設立は必要ないと思わ
 れると述べている。わか方は、管内でも迅速に

連絡でき *clear* な通信 *channel* をあけたい
 よいと強調しておいた。
 3. 米側より、米側の協定議合審議、メキシ
 デュールを説明。(10月末日までに終了する由)
 4. フィリピンより、在東京ナイター分隊との連絡
 については滞沖中に米人ヒビネズニと合意予
 定と承知しているが、この管内あり参考とする
 然りと回答。左方は有益であるとして賛意を
 表明。村角が明日以降の日程未定のため
 可否確定をまってアレシオの予定がある旨
 を説明。フィリピンについては本日は午後終了時
 から米人ヒビネズニ代表が瓦政庁に
 合意に来る由。
 5. フィリピンより、PREPCOMの活動について

と言及。(多しの useful accomplishments
 を受け取と思ふと述へた。)
 6. 各口オフィス増員内題に2112 補考す
 官村東京に^ホ112 今、明日中に新し提
 案を行す予定である。それは (1) 本年末
 まで新し女に追加 65人を送り、(2) 来年
 1月以降係給給 220人とする案である。
 7. 右に於しワイリ- 1件正刻を回答し東
 京にお112 言されりである、1日案に比し
 a lot better と思ふ^ホ、^ホ米側と12
 も DFAB の things to be done に2112 係
 言有 appreciate (2113 言を述べた。
 8. ワイリ- あり、トル コックに因返し、
 先週末、6/1 あり特別丹 甚だ故置に因す

提業あり、右に2112 民政府専内家村内
 題案を指摘。右業を以て官里副主席の
 以企画局長に上京し其旨を述べた。

秘密表示(朱印)
秘
無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/		/
付	あり(この表)		
紙			

発送日 昭和46年10月6日
処理日 10月6日
発信時刻 12時

文書課長 (橋) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北1 第 1609 号 公 信 日 付 昭和46年10月5日

大 臣	主 管	起 案 者	電 話 番 号
政 務 次 官	アメリカ局長	12中	2465
事 務 次 官	参 事 官		
外務審議官	北米才一課長		
外務審議官			
官 房 長			

協 議 先

受 信 者 在 米 牛 場 大 使 発 信 者 外 務 大 臣

写 送 付 先 (希望発送日)

件 名 公 信 転 報 (橋参事官とアイアリ-民政官の会談)

GA-2 5 務 324 回覧番号

米北1 第 1609 号
昭和46年10月5日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

公 信 転 報 (橋参事官とアイアリ-民政官の会談)

本件に関する下記公信(1)通を転報する。

記
46年9月23日 在沖繩 高松大使 発 外務大臣 あり 第 551 号

付 属 添 付

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

政事外列儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会管給

調査長
領移長
参企析調
参領旅査移

ア中東
長北東西
参北北保
中南
参一
参西東洋
長西東

近ア長経
参書近ア
次総経国資
長経協長
参政技一理
参政技二理
参政経科
長情長文
参道内外
一二

電信写

総番号(TA) 48761
71年9月17日19時40分 米 国 発 北
71年9月18日08時53分 本 省 着
外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

P-3の移転

第2928号 極秘 至急

往電第2355号に関し

7日国防省ログナー部長がサトウに述べたところ次の通り。

1. 目下先般の調査結果をもとに各軍と調整しており。それがまとまればレアード長官に対し意見具申する手続となっている。万事円かつに行つたとして(遅れる可能性もかなりある)在京米大使館に結果を連絡しうるのは約3週間後にならう。なおスナイダー公使よりその際ログナーが訪日し自から日本側に説明して欲しいとの要望が来ているが。訪日しうるか否かは未定である。

2. 自分は日本側が急いでいる事情を十分承知しており。計画作成を促進すべく努力しているが。何分他方面と関係し。かつレアード長官以下が個人的関心を示しているので調整に手間どつている次第である。

3. 目下の見通しては200万ドルのほどと見ておいてP-3移転計画に回すことになりそうである。

外務省

41

(部の内 号)注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

政事外列儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会管給

調査長
領移長
参企析調
参領旅査移

ア参地中東
長北東西
参北北保
中南
参一
参西東洋
長西東

近ア長経
参書近ア
次総経国資
長経協長
参政技一理
参政技二理
参政経科
長情長文
参道内外
一二

電信写

総番号(TA) 48761
71年9月21日21時35分 米 国 発 北
71年9月22日11時10分 本 省 着
外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

復帰準備(米側内話)

第2973号 極秘 至急(ゆう先処理)

往電第2928号に関し

20日エリクソン部長と木内との間の復帰準備に関する応しゆう振り次の通りの趣き何等御参考まで報告する。

1. 当方より復帰までのナハ空港返かんのためかねてからP-3の移転が懸案となつているところその移転に伴なう所要費用支出のためわが方としては早急に予算措置を講ずる必要があるところ。2. 000万ドル近くの支出を要するといつたばく然としたことしか判明していないのではなんとも準備にとりかかれぬ旨指摘せるに対し。エリクソンは。実は移転先についても未だ結論が出ず。またP-3を動かす以上は各施設に連さ的影響を及ぼすのでその面でも調査を要すべく。したがつて時間がかかるが日本側予算準備の都合があることは米側としても十分わかることとあり。関係者になるべく詳しい結論をいそぐように要請する旨述べた。

2. 当方より施設提供に関連する復帰準備要員の増員方年

外務省

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

内は65名増。その後復帰日までに281名にする必要があるところ。右関係予算を補正予算に組み込むためにも早急に米側の了承を得たい旨述べたところ。先方は右を了承し、早急に在京米大使館で日本側要請を受たくする方向での訓令を発出する旨述べた。

(了)

外務省

2543

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密 (種別)	極秘	符号表示	略平	総第	25 271	号
無期限		※	昭和	46	年	9月
部の内号	第	216	号	時	19	分
	大至急	至急	普通	LTF	発電係	

大 臣	主管	上管局部課 (室) 名
政務次官	アメリカ局長	米北1
事務次官	参事官	起案 昭和46年9月25日
外務審議官	北米第一課長	起案者
外務審議官		12中
官房長		電話番号 2465

協議先	条約課長	安全保障課長
-----	------	--------

在 米 臨時代理大使 大臣 発

総領事 代理

在 米 臨時代理大使 大臣 発

総領事 代理

件名 防衛施設庁職員増員問題

英発 2973号、2に關し

24日 当方 在米大使館に於て 本件に關する

施設庁の具体的計画 (10月より現在の20名

に加之 65名増員し、これを20名、25名、20名に3

回に分けて派遣する。また、明年1月1日より3月31日

写 濟

713

(※印欄内は電信簿記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

の(向) (に) (に) 2

また更に225名増員し、4月1日より6月30日
また281名増員して(伊は明4月10日)
を再度説明し、至急了承方強く要請した
に、先方は全体の計画は了承しつつも
65人の配置振りについでに、10月一杯に
配置されるのではなく、11月末までと
したい旨述べた。

よって施設庁と協議の結果、当方側10月
一杯の配置でも遅すぎるくらいであり、11月末
に於て65名が配置され、現在の20名とも
含め85名がfullに活動する期間が12
月(15月分)までは到底内滑り施設区域の
提供が期待できない。政府としては本件
施設区域の提供作業を復帰準備最大
かつ最重要な問題として取りこんでいる次

平日と想定した場合はあり、4月1日迄復帰は5月1日か、5月31日までに45人とする。

3

才があり、施設庁の動き易いように配慮され
ることが半側のために(得業)も(管)考
慮ある所申し入れ(先方は)ついでに(管)と
ついでに(管)と(伊は)も(管)の
上、上記日本側の計画に了承して(伊は)を
たし。

沖後へ転電した。

(3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

密級表示 (極秘・機密の印) 極秘 無期限 部の内号	符号表示 暗 略 平 第 273 号	総第 25 272 号 昭和 46 年 9 月 25 日 19 時 分 発電係
大至急 至急 普通 LTF		発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長了 参事官了 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年9月25日 起案者 12中 電話番号 2465
---	---------------------------------	---

協議先

在 沖繩 高瀬(大使) 臨時代理大使
 総領事 代理 外務大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
 報 総領事 代理 発

件名 防衛施設弁職員増員問題

米北往電米北1才 216/号 転電。

電信課長
 313

写
 済

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四三・七一改正)

沖縄の施政権復帰と同時に米軍に施設及び区域を提供等するために必要な準備事務に要する人員と東京防衛施設局所掌の米軍関係業務配置人員との比較

復帰時までに処理を要する準備事務の事項別	所要人員		本土における東京防衛施設局の米軍関係業務に従事する人員	主要業務量指標の比較	
	昭46.8~昭46.11 沖縄事務局への増員	昭46.12~昭47.3 準備事務所の設置		沖	東京防衛施設局
1 施設及び区域を提供するため米軍等との連絡調整に要する人員	7人	7人	34人	提供予定施設 88施設	提供施設 23施設
2 施設及び区域を提供するため必要な境界の確認等に要する人員	34人	34人	19人	提供予定面積 約300,000,000㎡ うち民公有土地 200,000,000㎡	提供面積 約50,000,000㎡ うち民公有土地 約3,000,000㎡
3 施設及び区域を提供するため土地所有者と契約するために要する人員	53人	178人	10人	提供予定地内における土地所有者数 約3,300人	提供地内における土地所有者数 約400人
4 水域等を提供するため漁業権者等の同意取付けに要する人員	8人	15人	7人	現在米軍使用水域 約60ヶ所	使用水域 2ヶ所
5 米軍に勤務することとなる労務者の提供のため米軍等との調整に要する人員	9人	9人	0人	補償を要する漁業 経営者数 約5,000人(推定)	補償を要する漁業 経営者数 約800人
6 自衛隊の建設工事に要する人員	0人	27人	84人		
7 復帰後周辺対策事業を実施するための準備に要する人員	10人	10人	88人		
8 組織の管理に要する人員	23人	58人	81人		
その他復帰後実施することとなる事務に要する人員	—	—	234人		
計	144人	338人	557人		

秘
無期限

官房長
官房総務参事官
官房書記官

条約課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

防衛施設庁の沖籠の下
ける要員の増強について。

46.10.5
末比1.

1. 10月5日防衛施設庁長坂総務部長は

末比1長に又Fの次の連絡をした。

(なお同日午後同総務部長上橋参事官に
又Fにも同様の連絡があった。)

(1) 65人の増員については、11月7日12月の

算措置が出来る見込み。(多額の費用に答之)

補正予算が10月中旬に国会に提出され

GA-6

2614

外務省

2

ることとなるため、その組合はどのように早く

11月10日からとらざるを得なかった。予備費

で10月分について見ることについては大蔵省は

承知せず。いかにこの増員に認めるが、何任で赴

(2) 明年1月から3月までの増員については大

蔵省は極めて消極的であり、最初答否定

であった。目下120-180%の査定を予想し

ているが、これは来週に於てみずのとからな

い方針にて、長期出張と予備費の増員と

思っている。

(3) 独自の事務所を置くことについては大蔵

GA-6

外務省

行管とも反対しており、設置は困難に存

たかと思ふ。

対米交渉等

(4) 外務省に種々不願ひだが、却り遂に

ありの案でゆかず認諾してゐる。

よて、多し。

(1) 施設等の案で対米交渉をしてきたが

大蔵の活いがないから、持ては、当方が

本則と同様で取ることが出来る。

(2) 85人への増員についても、10月10日

に^ても配置などの施設等の存在のため

で、当係担当官は在米中、在米日

中大使館を通じ交渉をい、一応 65人の

増員を11月20日^{の向}に分割して概算にて

も^の了解をとりつけたばかりであった

が、このように不安定な状態では交渉

のメットも存心で、交渉は~~計算~~算措

置が確定するまで中断することとした

と

強く申し入れたところ、先方もこれ

を了承した。

秘
無期限

官房長
官房総務参事官
官房書記官
条約課長
安全保障課長
アメリカ局長
参事官
北米才一課長

防衛施設等の冲縄派遣
要員の増員

46.10.7
東北1

2. 10月6日 夜防衛施設等奥山総務課長

東北1 佐藤と米訪 本件の要次のとりに
した。

(1) 65人の増員については 11月及び12月分
について認められた。但し、右は対策費本
^多額確保とこれ一長期出張の介した5年計画
として認められた。

宇
米
沖
遣
要
員
の
増
員
に
関
し
て

(2) 来月1月-3月分については 40名の増員
を認められ、本件は施設等からの長期出
張として了承された。

(3) 独立事務所は認められず、したがって
今国会で法律は提出しない。

又、多分より、当初の計画と大幅な結果に
果したことは米側との関係で embarrassing
であるが、11月の派遣計画を承認した上で
米側と接衝することといたって、施設等の
計画を早々に提出して欲しい。各米側
おいた。

秘密表示(朱印)
秘
無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2		2
付属	あり(その中)		

発送日 昭和46年10月28日
処理日
発信 送付ダイヤ 校

文書課長 (印) / 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北1合 第 4589 号 公 信 口 付 昭和 46 年 10 月 27 日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長

主 管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長

起案 昭和46年10月 日

起案者 112中 電話番号 2465

協議先

受信者 在米 半場大使 沖縄復帰準備要 日本国政府代表

発信者 外務大臣代理

写送付先 (希望発送日)

件 名 防衛施設庁の沖縄要員増強問題

GA-2 外務省 27 14 回覧番号

米北1合第 4589号
昭和46年10月27日

在外公館長殿

外務大臣

(件名)
防衛施設庁の沖縄要員増強問題

引用公・電信 日付・番号 在電米北1才2161号

本件に關しては冒頭在電をもつて通報した次第ある
に、その後防衛施設庁より65名の増員については11
月及び12月予算が認められ、また明年1-3月については
40名の増員が認められ、同庁の独立専断は
認められなかつた旨等連絡したもので、その

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(※印は文書課記入)

GA-2-1 外務省

際の記録(10月5日付及び同7日付)字各1部参考
上記別紙送付する。

別紙添付

本信先 在米大、沖縄復帰準備要日本国政府代表事務所

-
-
-
-